

NEWS RELEASE



T&Dフィナンシャル生命

平成20年3月31日

各位

診断書費用相当額の当社負担について

T&D保険グループのT&Dフィナンシャル生命保険株式会社(社長:竹内 致夫)では、平成20年4月1日より、保険金・給付金等のご請求において、お客さまより当社所定の診断書をご提出いただいたにもかかわらずお支払いの対象とならなかった場合、診断書費用相当額として一律5,000円を負担させていただき取扱いを下記のとおり開始いたします。

当社は保険金・給付金等のご請求漏れを防止する観点から、お支払いの可能性のあるものに対して、ご請求の案内を実施しておりますが、ご請求いただいた結果お支払い事由に該当しないことが判明いたしました場合に、お支払いの対象外となったお客さまの診断書費用のご負担を軽減し、お客さまがご請求しやすい環境を整備いたします。

今後とも当社では、お客さまサービスの更なる向上に努めてまいります。

記

1. 対象となるご契約

保険金・給付金等を当社所定の診断書にてご請求いただいたご契約のうち、お支払い要件に該当せず保険金・給付金等を全くお支払いできなかった事案に対してお支払いします。

(注) 診断書費用相当額のお支払いについては、当社所定の要件を満たす必要があります。

2. 当社が負担する診断書費用相当額

診断書一通につき一律5,000円

3. 取扱い開始日

平成20年4月1日以降のご請求受付分からを対象といたします。

以上

お問い合わせ先

お客様サービスセンター		受付時間
フリーダイヤル 0120-301-396		午前9時から午後5時 (土、日、祝日等を除く)

本件に関するお問い合わせ先

T&Dフィナンシャル生命保険株式会社

企画部 広報課 稲生 英司

東京都港区海岸1-2-3 〒105-0022

電話: 03-3434-8840



T&D保険グループ